

検定の相談及び必要書類等

土壌検定が必要な場合は、検定相談が必要ですので事前電話予約をお願いします。
予約の際は「**利用調整番号**」、「**利用調整土量**」及び「**搬入開始予定日**」をお知らせください。

発注機関に、東京都建設発生土情報システムの「利用調整番号」及び「利用調整土量」をご確認ください。

当該システムで利用調整を受けた工事の確認を東京港埠頭株式会社に於いても行ってます。

検定相談当日は次の書類をご持参ください。

- 1.土量計算根拠図面(配置図・平面図・断面図)
- 2.土量計算書(仕様書又は設計書に土量の明記があれば省略可)
- 3.契約書の写し(件名・場所・期間が明記されている部分)
- 4.仕様書の写し(処分地・土量が明記されている部分)

問合せ先 東京港埠頭株式会社 技術部計画調整課環境業務係
03-3599-7383(月曜～金曜 9時から12時/13時から17時)